

告 示

埼玉県告示第五百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長孝
- 三 代表者の氏名
飯塚 佐知子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字東本郷千七百五十番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、現代の長寿社会のなかで地域を支えてこられた高齢者の方に対して、感謝を込めた「地域孝行」を図る事業を実施するとともに、これからの時代を担う青少年の育成に資する事業などを実施することで、多世代間の交流を促進し、世代を超えて互いが互いを助け合う「共助の精神」をもってまちづくりを進める意識をまち全体に形成し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。